

## ○改正健康増進法の施行に関するQ & A（厚生労働省）抜粋

### 2 第一種施設関係

2-1 教育施設の範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。

(答)

改正後の健康増進法施行令及び健康増進法施行規則に規定する教育施設に該当しないものは第一種施設には該当しません。

なお、第一種施設に該当しない施設であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する施設については、第一種施設と同様に敷地内禁煙の措置を講ずることが望ましいと考えています。

2-2 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する場所」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する場所」に該当せず、第一種施設として敷地内禁煙となるのか。

(答)

改正法においては、プライベートな居住場所については、法が強制力を持って踏み込むことがなじまないため、家庭の場所等を「人の居住の用に供する場所」として法の規制の適用除外の場所としているところであり、「家庭的保育事業」を行う居宅も適用除外の場所となります。ただし、受動喫煙による健康影響が大きい子ども等に特に配慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設等について、受動喫煙対策を一層徹底するという改正法の趣旨を踏まえ、事業を居宅で行う場合であっても、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮をしていただくことが適切と考えています。

2-3 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を「第一種施設」とみなすのか。

(答)

事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として利用している場合は、当該一部の場所のみ「第一種施設」の対象となります。

2-4 独立行政法人や地方独立行政法人の施設は行政機関に該当するのか。

(答)

独立行政法人や地方独立行政法人は国や自治体とは異なりますので、改正法における第一種施設となる行政機関には該当しません。

2-5 施設等機関の施設、公営企業が運営する施設（上下水道処理施設、と畜場等）の施設

は行政機関に該当するのか。

(答)

国家行政組織法上の施設等機関や公営企業が運営する施設は、政策や制度の企画立案業務が行われているものには該当せず、改正法における第一種施設となる行政機関には該当しません。

2-6 第一種施設であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院屋内での喫煙は容認されるのか。

(答)

第一種施設においては、特定屋外喫煙場所の一部の場所を除いては、敷地内禁煙となります。

### **3 特定屋外喫煙場所関係**

3-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。

(答)

「施設を利用する者が通常立ち入らない」場所とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所をいいます。なお、距離要件はありませんので、施設の状況に応じて、望まない受動喫煙を防止するという観点から、各管理権原者においてどういった場所が適切かご判断いただければと思います。

3-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。

(答)

「区画」とは、パーティション等による区画が考えられますが、特定屋外喫煙場所は、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されるものであるため、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであれば、線を引くという方法でも構いません。

3-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に特定屋外喫煙場所を設置することは可能か。

(答)

周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をお願いします。

3-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙する場所を設けることはできないのか。

(答)

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合には、特定屋外喫煙場所を設けることはできません。

3-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に特定屋外喫煙場所を設置することはできるのか。また、このような場所に特定屋外喫煙場所を設置する場合の形状について、制限はあるのか。

(答)

改正法における「屋外」(外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。)に該当する場所であつて、かつ、施設の利用者が通常立ち入らない場所等の特定屋外喫煙場所の要件を満たしていれば、特定屋外喫煙場所を設置することは可能です。なお、特定屋外喫煙場所の形状については、制限はありません。

3-6 特定屋外喫煙場所には、灰皿等を設置する必要はあるのか。

(答)

法律上、灰皿等の設置までは求めていません。

3-7 行政機関の庁舎に設置された特定屋外喫煙場所について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。

(答)

特定屋外喫煙場所は、当該施設の利用者の使用のために設置するものですので、職員や住民であっても、当該施設の利用者であれば、利用することが可能です。

3-8 特定屋外喫煙場所を設置した場合の標識は、当該喫煙場所に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいのか。

(答)

そのとおりです。

3-9 特定屋外喫煙場所を設置しようとする際、喫煙をするための場所として壁及び天井で囲われた閉鎖型の喫煙所を設置する場合、当該閉鎖型の喫煙所の内部は、喫煙の規制対象である「屋内」(問4-1参照※)の場所に該当することとなるのか。

※外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。

(答)

特定屋外喫煙場所を設置する場合は、第一種施設の敷地内の屋外の場所に設置される必要がありますが、特定屋外喫煙場所自体の屋根、側壁の有無は問いません。そのため、喫煙をするための場所として壁及び天井で囲われた、閉鎖型の特定屋外喫煙場所を設置いただくことも可能です。

ただし、閉鎖型の特定屋外喫煙場所を設置する場合も、特定屋外喫煙場所として区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が掲示され、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されていることが必要です。

3-10 豪雪地帯などの場合、特定屋外喫煙場所までの経路に屋根付きの通路を作ることは可能か。

(答)

第一種施設の特定屋外喫煙場所の設置については、特定屋外喫煙場所として区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が掲示され、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されていることが必要です。豪雪地帯などで当該屋外喫煙場所に行くまでの通路等を設けることについては上記の要件に抵触するものではありませんが、第一種施設の建物内に煙が流入することのないようにすることが必要です。